

# 岐阜県立大垣東高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月改定

## 本校の教育目標

- 社会のリーダーをめざすにふさわしい人間を育てる。
- (1) 学問を尊ぶ風気を培い、高い学力を身に付けさせる。
  - (2) 文化を尊重し、部活動や学校行事等への主体的な取組を通して、豊かな人間性を身に付けさせる。
  - (3) 生活規律を確立させる。

## 道徳教育の重点目標

- 幅広い知識や教養をもとに自己探求と自己実現に努め、人権を尊重し、社会の一員としての自覚と行動ができる生徒の育成に努める。
- 望ましい勤労観や職業観の育成を図るとともに、奉仕の精神の大切さを学ばせる。

## いじめ防止のための基本理念

いじめは、すべての生徒にかかわる問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化を図ることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

## 関係法令等

- ・ 日本国憲法
- ・ 教育基本法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 学習指導要領
- ・ 国・岐阜県の基本方針

## いじめの理解

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

## いじめの定義

いじめ防止対策推進法より  
当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめ未然防止の取組

### いじめ防止教育の充実

- ・ 全教育活動を通じた指導
  - ・ 入学後のLHR・グループエカクター等による人間関係づくりの促進
  - ・ 人権週間、「ひびきあいの日」の取組
  - ・ HR活動における生徒の居場所づくり
  - ・ ストレスフリーな学校づくり
  - ・ 体験活動を通じた自己有用感の獲得
- いじめを許さない校風の確立**

### 学校における人間関係の構築

- ・ 教師による生徒理解の深化
  - ・ いじめアンケート実施 年間3回以上
  - ・ 心理テスト調査の実施 年間1回
  - ・ 教育相談活動の充実
  - ・ 教師と生徒との信頼関係の構築
  - ・ 「学習と生活の記録」の積極的な活用
- いじめを生み出さない学校づくり**

### いじめ防止のための校内体制

- ・ いじめ防止等対策検討委員会の設置と実効的な活動
  - ・ 毎週の主任会議の積極的情報交換
  - ・ 教育相談部、特別支援教育コーディネーターによる校内体制の支援
  - ・ スクールカウンセラー等専門家の活用
  - ・ 保護者、関係機関との連携
- いじめを見逃さない組織体制の確立**

情報提供

本人からの訴え・教師の発見

情報提供

徴候発見・いじめ把握・早期指導（記録開始・報告）

### 素早い対応

- ・ 関係機関との連携
- ① 最悪を想定した対応
  - ② 人権侵害の検証と認識
  - ③ 被害者保護の優先
  - ④ 毅然とした指導
  - ⑤ 集団改善の取組
  - ⑥ 再発防止への配慮

### 事象の正確な把握

- ・ 記録と報告
- ① いじめの対象
  - ② いじめの構造
  - ③ いじめの態様
  - ④ 被害者の状況
  - ⑤ 保護者の状況
  - ⑥ 二次的な問題

指導方針の確認

指導体制の確立

事実関係の把握

関係者への継続的な指導・援助

### 保護者との連携

- ・ 保護者が掌握する事実を確認
- ・ 保護者の心情の理解
- ・ 緊密な連携の確認
- ・ 本人への支援方法の協議
- ・ 学校の指導方法の周知と理解

### 被害者への支援

- ・ 心の支援を保障
- ・ 目に見える対応
- ・ 対応策の提示
- ・ 人間関係の改善
- ・ 課題解決の援助

### 加害者への指導

- ・ 事実関係の検証と確認
- ・ 相手への共感
- ・ 相手への謝罪
- ・ 保護者との事実確認と連携
- ・ 法的責任についての確認

### 学校全体への指導

- ・ 毅然とした指導
- ・ 指導姿勢の明確化
- ・ 指導手順の遵守
- ・ 指導法の工夫
- ・ 再発防止策の周知徹底と実行